

# 安全衛生関係免許証・技能講習修了証とマイナンバーカードの連携

## 政府方針について

- 「デジタル・ガバメント閣僚会議」（令和元年6月4日）及び「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）において、マイナンバーカードを基盤として、既存の各種カード、手帳等との一体化等を工程表に沿って推進することとされている。
- また、「未来投資会議・産官協議会（次世代インフラ/スマート公共サービス）」（第1回、令和2年2月20日）においても同様の議論があり、「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）にも、同趣旨の内容が記載されている。

**安全衛生関係免許証※<sup>1</sup>（労働基準行政システム）と技能講習修了証※<sup>2</sup>（技能講習修了者情報管理システム）**について、マイナポータルを通じてマイナンバーカードと連携する必要がある。

- ※1 衛生管理者、労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業（高圧室内作業等）に従事する労働者の指揮等を行う者（作業主任者）又は一定の就業制限業務（ボイラーの整備の業務等）に就く者は、当該業務に係る免許を受けた者でなければならない。
- ※2 作業主任者（有機溶剤作業等）又は一定の就業制限業務（玉掛け作業等）に就く者は、当該業務に係る技能講習を修了した者でなければならない。

## 連携に係るイメージ

- マイナンバーカードを利用して安全衛生関係免許と技能講習等の資格情報を確認できるようにするため、マイナポータルを認証基盤として、新たに構築する「資格情報ポータル（仮）」に資格情報を表示するシステムを構築する予定（令和4年度中）。

